

個別規程 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス

令和3年8月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(種類)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント	サービスアダプタ(IIJ マルチプロダクトコントローラサービスに利用される SEIL をいいます。以下同じとします。)のコントロールを可能とするインタフェース及び/又はスタンバイ機用のサービスアダプタを提供するサービス
IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ	サービスアダプタを提供するサービス

第2条(機器種別)

種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービスには、次の機器種別(以下この個別規程において「機器種別」といいます。)があります。

機器種別区分	機器種別	内容
I	SEIL/BPV4	サービスアダプタの機器種別を SEIL/BPV4 とするもの
	SEIL/X4	サービスアダプタの機器種別を SEIL/X4 とするもの
	SA-W2	サービスアダプタの機器種別を SA-W2 とするもの
	SA-W2L	サービスアダプタの機器種別を SA-W2L とするもの
II	SEIL/x86 Ayame	サービスアダプタの機器種別を SEIL/x86 Ayame とするもの

第3条(属性)

種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント、機器種別区分を I とする IIJ マルチプロダクトコントローラサービスには、次の属性(以下この個別規程において「属性」といいます。)があります。

属性	内容
エントリー	IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタのコントロールを可能とするインタフェースを提供するもの

スタンバイ	スタンバイ機用のサービスアダプタを利用するための機能を提供するもの
-------	-----------------------------------

2 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント、機器種別区分を II とする IIJ マルチプロダクトコントローラサービスには、次の属性があります。

属性	内容
エントリ	IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタのコントロールを可能とするインタフェイスを提供するもの

第 4 条(契約の単位)

当社は、一の IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント又は一の IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ毎に、一の IIJ マルチプロダクトコントローラサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約」といいます。)を締結します。

第 5 条(最低利用期間)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約における最低利用期間は次のとおりとし、その起算日は、課金開始日とします。

- (1) 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約にあつては、1ヶ月
- (2) 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約にあつては、1年間

第 6 条(利用資格)

契約者は、IIJ マルチプロダクトコントローラサービスを利用するにあたり、それぞれ一以上の次の契約が必要です。

- (1) 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント、かつ、属性をエントリとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約
- (2) 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約

2 前項にかかわらず、前項第 2 号に定める IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約の契約者は、当該契約において利用する IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントを利用している他の契約者を指定し、かつ、当該他の契約者の同意を得た上で、前項第 1 号に定める IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約なしに、IIJ マルチプロダクトコントローラサービスを利用することができます。

3 種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約の契約者は、前項に定める他の契約者又は IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サ

ービスアダプタを利用する者(以下「サービスアダプタ利用者」といいます。)を指定し、かつ、当該サービスアダプタ利用者の同意を得た上で、当社に対し申し出を行い当社が承諾した場合には、IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントに係る料金の請求書の送付先を変更することができます。

4 前項に定める種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約の契約者は、請求書の送付先として指定されたサービスアダプタ利用者が当社に対し請求金額を支払わない場合には、当該金額の支払いを負担するものとします。

5 ウルトラセンドバックオプションを利用するためには、種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ、機器種別区分を I とする種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの契約者である必要があります。

6 モバイルアクセスオプションを利用するためには、種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ、機器種別を SA-W2L とする種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの契約者である必要があります。

第 7 条(利用条件)

契約者は IIJ マルチプロダクトコントローラサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービスで使用する電気通信回線として、当社が指定するものを別途契約する等、当社が指定する通信環境の用意
- (2) サービスアダプタを設置する場所、電源、サービスアダプタに接続するケーブルの用意
- (3) サービスアダプタについて、結線その他の物理的な設置作業
- (4) サービスアダプタのシリアルナンバーについて、当社の定める方法による当社に対する通知
- (5) 前4号の他当社が個別に指定するもの

2 前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ マルチプロダクトコントローラサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 8 条(契約内容の変更)

契約者は、種類を IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントとする IIJ マルチプロダクトコントローラサービスにおいて、エントリ数及びスタンバイ数の変更を請求することができるものとします。

第 9 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供しません。

2 IIJ マルチプロダクトコントローラサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) ウルトラセンドバックオプション

サービスアダプタが故障した際に、当社が当該サービスアダプタの設置場所(契約者が予め指定した場所とします。)に赴いて代替機に交換する機能を提供するもの

(2) モバイルアクセスオプション

当社開発の SIM カードを用いて、ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するため機能を提供するもの。モバイルアクセスオプションには、通常とバックアップ用の利用種別があり、契約者は当該利用種別の変更を請求することができます。

3 オプションサービスの利用における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、各オプションサービスの課金開始日とします。

4 モバイルアクセスオプションは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合若しくはその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。また、モバイルアクセスオプションの品質及び利用の公平性の確保を目的として、当社は、当該モバイルアクセスオプションの利用に係る IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの契約者に事前に通知することなく通信量、通信速度等を制限する場合があります。当該 IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 10 条(機器の管理)

契約者は、機器種別区分を I とするサービスアダプタにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、機器種別区分を I とするサービスアダプタの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他サービスアダプタとしての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、機器種別区分を I とするサービスアダプタについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で機器種別区分を I とするサービスアダプタを使用しないこと
- (4) 機器種別区分を I とするサービスアダプタを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して機器種別区分を I とするサービスアダプタを亡失し又は毀損したときは、当該サービスアダプタの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。

3 IIJ マルチプロダクトコントローラサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に機器種別区分を I とするサービスアダプタを当社に返還するものとします。

4 契約者は、機器種別区分を II とするサービスアダプタにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、機器種別区分をⅡとするソフトウェアのリバースエンジニアリングその他サービスアダプタとしての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、機器種別区分をⅡとするサービスアダプタについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で機器種別区分をⅡとするサービスアダプタを使用しないこと
- (4) 機器種別区分をⅡとするサービスアダプタを善良な管理者の注意をもって管理すること

第 11 条(仮想マシンイメージファイルの利用)

契約者は、機器種別区分をⅡとするサービスアダプタにおいて提供される仮想マシンイメージファイルにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス利用以外の用途に使用をしないこと
- (2) 複数の仮想マシンインスタンスで使用しないこと
- (3) 前 2 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 12 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、機器種別区分をⅠとするサービスアダプタに故障が生じたときは、当社の定める方法により可及的速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の通知受領後、当社の定める手段により、代替の機器種別区分をⅠとするサービスアダプタの送付を行うものとします。

3 機器種別区分をⅠとするサービスアダプタの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.(2)に定める金額を支払うものとします。

第 13 条(亡失品に関する措置)

契約者は、機器種別区分をⅠとするサービスアダプタを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 10 条(機器の管理)第 3 項に定める返還がなかった場合の機器種別区分をⅠとするサービスアダプタを含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(3) 亡失品についても、契約者は、第 10 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 14 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 14 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

第 15 条(料金)

契約者が、IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 16 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 17 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 18 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービスを用いて行うサービスアダプタの設定その他のネットワークに関する設定は、IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの内容には含まれず、契約者自身の責任において行うものとします。

2 IIJ マルチプロダクトコントローラサービスは以下の事項を保証するものではありません。

(1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントが常時可用であること

(2) サービスアダプタ(代替機を含みます。)に故障が発生しないこと

附則

令和2年3月1日施行

この契約約款は、令和2年3月1日から実施します。

令和3年3月1日変更

この契約約款は、令和3年3月1日から実施します。

令和3年8月1日変更

この契約約款は、令和3年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ マルチプロダクトコントローラサービスにおける料金等 [第15条関係]

1 初期費用

(1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント

属性	料金
エントリ	3,000 円
スタンバイ	3,000 円

(2) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ

機器種別	料金
SEIL/BPV4	5,000 円
SEIL/X4	5,000 円
SA-W2	5,000 円
SA-W2L	5,000 円
SEIL/x86 Ayame	5,000 円

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
ウルトラセンドバックオプション	3,000 円
モバイルアクセスオプション	通常 1,000 円 バックアップ用 1,000 円

2 月額費用

(1) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメント

属性	料金
エントリ	3,000 円
スタンバイ	800 円

(2) IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/サービスアダプタ

機器種別	料金
SEIL/BPV4	14,600 円
SEIL/X4	12,800 円
SA-W2	6,800 円
SA-W2L	7,800 円
SEIL/x86 Ayame	12,800 円

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
ウルトラセンドバックオプション	1,200 円
モバイルアクセスオプション	通常 3,000 円 バックアップ用 1,500 円

3 一時費用

(1) 第 9 条(オプションサービス)第 2 項第 2 号に基づくモバイルアクセスオプションの利用種別の変更にあつては、モバイルアクセスオプション変更手数料として 1,000 円

(2) 第 12 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づくサービスアダプタの故障等にあつては、当社が別途契約者に示す金額

(3) 第 13 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 16 条関係]

1 第 16 条第 1 項関係

IIJ マルチプロダクトコントローラサービスの属性及び機器種別に応じ、第 5 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 16 条第 2 項関係

第 9 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 17 条関係]

品質保証違背時の減額 (第 17 条関係)

IIJ マルチプロダクトコントローラサービス/マネージメントの月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。